

★市営住宅だより



令和6年9月 不定期刊行・第13号
芦別市営住宅管理センター
☎0124-27-7250

まだまだ蒸し暑い日が続いています。今年も9月以降は残暑が続くと予想されていますが、皆さんにおかれましては、体調管理に努めていただき、元気にこの時季を乗り越えてください。まもなく秋です。過ごしやすい季節がきますが、まだ油断せず熱中症には気をつけてくださいね。

本年度の収入申告にご協力をお願いします

毎年お手数をおかけしていますが、本年度も次年度（令和7年度）の家賃を決定するため、収入申告書の提出をお願いしています。提出期限につきましては、公営住宅が8月16日（金）、西芦別地区及び頼城地区の改良住宅にあっては9月17日（火）となっています。公営住宅のほうは提出期限が過ぎていますが、まだ未提出の方につきましては早めに提出されるようお願いいたします。収入申告書は家賃決定のためには、必ず提出していただかなければならない書類です。提出されなかった場合には、近傍同種の住宅家賃（民間賃貸住宅と同程度）等を適用することとなり、収入に応じた家賃に比べて高い家賃設定になることがあります。

法律や市の条例などで定められた手続きですのでご協力のほどお願いいたします。
なお、分からないことなどがありましたら、お気軽に市営住宅管理センターへお問い合わせ下さい。

近隣への気遣いで快適な暮らしを

集合住宅では、日々の平穏な暮らしを営んでいただくためには、近隣へのちょっとした気遣いがたいせつです。

夏は窓を開け放つことも多いため、大声での会話やテレビの音などが近隣住人の迷惑にならないようにしてください。特に深夜・早朝は、玄関ドアの開閉音、洗濯機・掃除機・テレビの音量などに気をつけましょう。

なお、室内を元気に歩き回るお子さんがいるご家庭は、防音効果のあるマットなどを床に敷くと効果的になります。



収入超過者・高額所得者の皆さまへ

市営住宅は、低額所得者の方を対象とした公共賃貸住宅です。入居を待ち望んでおられる待機者のために、できるだけ早く自発的に退去していただきますよう、収入超過者・高額所得者の皆さまのご理解ご協力をお願いします。収入超過者及び高額所得者の認定基準～○収入超過者～基準額：所得月額 158,000円超（裁量階層世帯は214,000円）○高額所得者～基準額：高額認定月額 313,000円超

収入超過者に認定された方には、住宅の明渡努力義務が課され、高額所得者に認定された方は、原則、明渡請求を受けず。なお、認定者には3月の収入認定通知に合わせて認定通知書を交付しています。

駐車場の適切な使用について

駐車場を常に利用される方は、手続きを行い駐車料金を納付のうえ利用することが必要となります。

手続きをとらない無断駐車、また、駐車場以外の駐車場として指定していない敷地内への駐車はしっかり認めていません。

これらの無断駐車は、正規な手続きで利用されている皆さんとの公平性を欠いた行為となりますので、ぜったいなさらぬようお願いをいたします。

また、来訪者による長時間駐車の場合は、駐車場管理組合に届出をしてください。

各種届出は忘れずに

入居者に異動があったときや、勤務先が変わった場合、または駐車場を利用している車に変更があった場合、長期間不在になるときなどは届出が必要となります。忘れずに届出をお願いいたします。

共用部分に物を置かないでください

階段、廊下などは災害時の避難経路になります。また、普段でも車イス等を利用されている方の妨げになりますし、放火の恐れもありますので、物を置くことはやめましょう。

世帯所得が変動した場合の手続きについて

失職や扶養親族の異動などにより、収入認定の内容に変更が生じた場合、家賃が変わる場合があります。

■主な具体例～1.失職した、退職した、転職した、廃業した 2.傷病または育児により休職している 3.身体障害者手帳や精神障害保健福祉手帳、愛護手帳の交付を受けた 4.所得のある同居人（配偶者を除く）が転出した 5.配偶者と離婚し、所得のある名義人または配偶者が転出した 6.所得のある名義人または同居者が亡くなった 7.所得税法上の扶養親族が増えた など

■上記の例は主なもので、この他にも申出できる場合があります。

■それぞれの場合に応じて、手続きの際には添付書類が必要です。

■上記の例に該当していても、内容によっては認定できない場合があります。

■この手続きは、収入申告とは別に手続きが必要となります。不明な点などはお問い合わせください。

家賃は毎月納めましょう

家賃や駐車場使用料は、毎月25日が納期限です。

家賃を滞納すると、連帯保証人に肩代わりを求めたり、住宅の明け渡しを要求されたりする場合があります。また、駐車場の車庫証明が取れない、承継ができないなどの不利益もありますので、必ず納期限までに納めましょう。家賃のお支払いは、便利な口座振替をお勧めします（手続きは各金融機関窓口です）。

家賃の支払いに困ったら

突然の失業や病気などで収入が著しく減るなど、特別な事情によって家賃の支払いに困ったときは、家賃の減免などの制度があります。該当する方が減免などを受ける場合には申請が必要です。市営住宅管理センターまでご相談ください。なお、生活保護法による住宅扶助等を受けている方は減免は受けられません。

ゴミはルールを守って出しましょう

共同住宅において、お互いに気持ちよく暮らすためのマナーの一つにゴミ出しルールがあります。ゴミ出しのマナー違反は他の入居者の方やゴミ集積所を共有している近隣の方に迷惑をかける行為ですので、次のことを守ってゴミを出すようにしましょう。

●必ず指定袋に分別して出してください

●ゴミ袋には部屋番号または割当ての記号を忘れずに記入してください

●ゴミ出しは指定日の当日朝、8時30分までをお願いします

●収集されずに残された自分のゴミがないか確認してください



※ 修繕の依頼は直接、市営住宅管理センターへ ☎0124-27-7250 ※

※ 公営住宅でのペットの飼育は禁止しています ※